

(公財)岩手県スポーツ振興事業団における「スポーツイベント(自主事業等を含む)^{※1}
の実施」に向けた感染拡大予防ガイドライン

1 イベントの開催条件について

- (1) 指定管理者又は主催者は、全国的な移動を伴うスポーツイベント又は参加者が1,000人を超えるようなスポーツイベントの開催を予定する場合、開催要件等について、県に事前相談すること
- (2) 参加人数等が県で示した目安以下であること^{※2}
- (3) 適度な距離を保った活動とすること。^{※3}
- (4) 感染拡大リスクを低くするよう、適切な感染防止対策を講じること^{※4}

2 イベント開催・実施時の感染防止対策について

(1) イベントの参加募集時の対応（主催者対応）

1) 参加者への確認事項

参加者を募集・受付するにあたり、主催者は以下のことを確認すること(募集要項や申込書等への記載をし、同意を得る形をとること)。

- ① 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること。

ア 体調がよくない場合（例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) 参加者への依頼事項

参加者を募集・受付するにあたり、主催者は参加者に以下のことを依頼すること(募集要項や申込書への記載をし、周知すること)。

- ① マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)。^{※5}
- ② こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ③ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(できるだけ2mを目安に(最低1m))を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)。
- ④ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑤ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守するとともに、主催者の指示に従うこと。
- ⑥ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の参加受付時の対応（主催者対応）

当日、参加者の受付をするにあたり、主催者は以下のことに留意すること。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置し、アルコール等での手指消毒を促すこと。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は参加しないように、張り紙などにより注意を促すこと。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる)。
- ③ 参加者が距離を置いて(できるだけ2mを目安に(最低1m))並べるように目印の設置等を行うこと。
- ④ 受付を行うスタッフには、マスク(※)を着用させること。
(※)視覚障害を持つ方への対応をする場合等は、フェイスシールド等の着用も考えられること。
- ⑤ 当日の受付を簡素化できるような配慮を行い、混雑を極力避けること。
- ⑥ 厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)」(※)及び「新型コロナ対策パーソナルサポート(もしサポ岩手)」の周知を図り、利用を促すこと。
(※)COCAを入れている場合は、電源を on にした上で Bluetooth を有効にすること。
- ⑦ 参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること。^{※6}

ア 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)

これらの事項は、事前予約時に登録を求めることも考えること。

※個人情報の取扱いに十分注意すること。

イ 利用当日の体温

ウ 利用前2週間における以下の事項の有無

- ・ 平熱を超える発熱(おおむね 37 度5分以上)
- ・ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
- ・ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
- ・ 嗅覚や味覚の異常
- ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方者がいる場合。
- ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

- ⑧ 個人情報の把握に努め、保存期間(少なくとも1か月以上)を定めて保存しておくこと。

(3) イベント参加者への対応（主催者対応）

当日、受付時などに、参加者に対して以下のことを確認すること。

- ① マスク等の準備

ア 参加者がマスクを準備しているか確認すること。

イ 運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするものの、参加者の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話をする時には、基本的にマスクの着用を求めること。^{※5}

② イベント参加前後の留意事項

- ア イベントの前後のミーティング等においても、密閉、密集、密接を回避すること。
- イ 会話時にマスクを着用するなど感染対策に十分配慮すること。

(4) 施設管理者が準備・配慮すべき事項（施設管理者対応）

① 手洗い場所

- ア 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- イ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ウ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を必要に応じて用意すること(参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること)。
- エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

② 更衣室、休憩・待機スペース

- ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること(障がい者の介助を行う場合を除く)。また、休憩・待機スペースでは、対面での食事や会話をしないように促すこと。
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること。
- エ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。
- オ 入退室の前後での手洗いを促すこと。(手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと)。

③ 洗面所

- ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。
- イ 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ウ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- エ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること(参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること)。

④ スポーツ用具の管理

- ア 貸出するスポーツ用具については、貸出前後に消毒すること。
- イ スポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をすること。

⑤ 接触確認アプリ等の利用促進

- ア 厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の周知を図り、利用を促すこと。
- イ 岩手県の「新型コロナ対策パーソナルサポート(もしサポ岩手)」の施設登録を行うこと。また、施設内各所に掲示して、利用を促すこと。

(5) 主催者が準備・配慮すべき事項（主催者対応）

① 身体的距離(社会的距離)の確保

ア 待機場所や休憩場所では、少数グループ(家族等)ごとにできるだけ2m(最低1m)空けるよう、参加者同士の身体的距離(社会的距離)の確保に努めること。

イ 主催者(運営者・職員等)はできるだけ2m(最低1m以上)空けて接客及び業務を行うこと。ただし、安全上・指導上等、接近する必要がある場合は、マスクまたはフェイスシールドの着用に加え、できる限り距離を空けて発声するなど、留意して業務を行うこと。

② スポーツ用具の管理

ア 共用するスポーツ用具については、使用前後に消毒すること。

イ スポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をすること。

③ 飲食物の提供時

ア 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。

イ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

ウ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、提供場所への入場制限を行うこと。

④ 観客の管理

ア 観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること。

イ 大声での声援を送らないことや、会場内では基本的にマスクを着用すること等の留意事項を周知すること。

ウ 大会等の場合、選手と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。

エ 大規模なイベントが開催される場合は、入退場時の密集回避(時間差入場等)を行うこと。

⑤ イベント会場

ア イベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。

イ 換気設備を適切に運転すること。

ウ 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

エ 寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けすること。

オ 乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿することが望ましいこと。

⑥ ゴミの廃棄

ア 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。

イ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。

⑦ スタッフの管理等

ア 発熱又は風邪等の症状が見られるスタッフについては、出勤を自粛すること。

イ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。

⑧ 接触確認アプリ等の利用促進

ア 厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」及び岩手県の「新型コロナ対策パーソナルサポート(もしサポ岩手)」の周知を図り、利用を促すこと。

(6) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

① 十分な距離の確保

ア 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離^{※3}を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)。

イ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること。

② 位置取り:

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

タオルの共用はしないこと。

※1 「スポーツイベント(自主事業等を含む)」は、以下「イベント」と表記。

※2

①必要な感染防止策が担保される場合、以下の表の「収容率」と「人数上限」でどちらか小さいほうを限度とする(両方の条件を満たす必要がある)。

	収容率	人数上限
陸上競技場及び県営野球場 (収容人数 10,000 人超の施設)	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの【100%以内】	5,000 人を超え、収容人数の 50%までを可
	大声での歓声・声援等が想定されるもの【50%以内】	
上記以外の体育施設 (収容人数 10,000 人以下の施設)	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの【100%以内】	5,000 人までを可
	大声での歓声・声援等が想定されるもの【50%以内】	

②必要な感染防止策が担保されない場合、屋内イベントは 5,000 人以下かつ収容定員の半分以下、屋外イベントは 5,000 人以下かつ人と人の距離を十分に確保できるものを目安とする。

※3 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。

※4 要件を満たさない項目があるときは、主催者にイベントを自粛していただく場合がある。イベント実施の可否については個別の相談とする。

※5 夏期の気温・湿度が高い時期において、屋外で人と十分な距離(2m以上)が確保できる場合は、マスクを外すことも可能とする。

※6 フェスティバル等、人数管理が困難な事業(参加者の特定が困難な事業)については、例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、手指消毒、マスクの着用等、適切な感染防止策を講じることを呼びかけること。

(参考資料)

- ①「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」
(令和2年5月14日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)
- ②「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
(令和2年5月14日付(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会通知)
- ③「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
(令和2年5月14日付(令和2年5月25日改訂、令和2年9月29日改訂、令和3年2月17日改訂)、
スポーツ庁通知)
- ④「県営スポーツ施設の利用方針について」(令和2年5月21日付 スポーツ振興課通知)
- ⑤「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
(令和2年5月14日付(令和2年5月29日改訂、令和2年10月2日改訂、令和3年2月15日改訂)
(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会通知)
- ⑥「県営スポーツ施設の利用方針について」(令和2年6月19日付 スポーツ振興課通知)
- ⑦「新しい生活様式の実践例」(令和2年6月19日改訂 厚生労働省)
- ⑧「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月22日
付(令和2年6月19日改訂) 東日本遊園地協会、西日本遊園地協会、賛同企業)
- ⑨「移行期間における都道府県の対応について」
(令和2年5月25日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)
- ⑩「7月10日以降における都道府県の対応について」
(令和2年7月8日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)
- ⑪「県営スポーツ施設の利用方針について」(令和2年7月10日付 スポーツ振興課通知)
- ⑫「県営スポーツ施設の利用方針について」(令和2年7月29日付 スポーツ振興課通知)
- ⑬「県営スポーツ施設の利用方針について」(令和2年8月27日付 スポーツ振興課通知)
- ⑭「11月月末までの催物の開催制限等について」
(令和2年9月11日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)
- ⑮「県営スポーツ施設の利用方針について」(令和2年9月19日付 スポーツ振興課通知)
- ⑯「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向け
た取組強化等について」(令和2年11月12日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
長通知)
- ⑰「県営スポーツ施設の利用方針について」(令和2年12月1日付 スポーツ振興課通知)
- ⑱「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用期限等に係る留意事項等について」(令和
3年2月26日付、令和3年5月14日付、令和3年6月17日付、令和3年8月17日付 内閣官房新型
コロナウイルス感染症対策推進室長通知)
- ⑲「県営スポーツ施設の利用方針について」(令和3年3月1日付 スポーツ振興課通知)
- ⑳「催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について」
(令和3年6月30日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)
- ㉑「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」
(令和3年8月12日付 岩手県新型コロナウイルス 感染症対策本部通知)
- ㉒「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」【概要版1】(令和3年8月12日付 岩手県通知)
- ㉓「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」【概要版2】(令和3年8月12日付 岩手県通知)
- ㉔「『新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言』に伴う県営スポーツ施設の対応について」

(ス第313号令和3年8月12日付 岩手県文化スポーツ部長通知)

②⑤「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言に伴う県立花巻広域公園の対応について」

(都第159号令和3年8月12日付 岩手県県土整備部長通知)

②⑥「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた県独自の緊急事態宣言発出に係る県立社会教育施設の対応について」(教生号外令和3年8月12日付 生涯学習文化財課総括課長通知)

②⑦「令和3年度生涯スポーツ振興事業の各イベント等の開催延期及び中止の判断について」

(ス第321号令和3年8月20日付 岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長通知)